

JR常磐線佐貫駅駅名改称事業に関する 違法公金支出損害賠償住民訴訟事件に係る判決について

龍ヶ崎市では、水戸地方裁判所に提出された違法公金支出損害賠償住民訴訟事件に係る訴状を令和3年9月6日付けで受理したところですが、同裁判所(阿部雅彦裁判長)において、**令和4年7月29日(金)**、当該事件の判決が言い渡され、原告の主張が棄却されました。

この間、計4回にわたって口頭弁論が行われました。本市としては、JR常磐線佐貫駅の駅名改称事業は、本市の認知度向上、にぎわいの創出などに向けての第一歩として取り組んだものであり、将来の本市の持続可能性、活性化などに資するものであると考えていること、また、当該事業に関する予算の執行手続、処理などは、全く違法性のないものである旨、主張してきました。

今回の判決は、本市がこれまで主張してきた内容を全面的に認める内容です。

本市では、引き続き、駅名改称のインパクトを活かしながら、さまざまな視点から市の認知度向上・にぎわいの創出などを図る取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えています。

■事件概要

- 1 訴訟件名 令和3年(行ウ)第6号 違法公金支出損害賠償住民訴訟事件
- 2 判決日 令和4年7月29日 ※本市において判決書送達を受けた日は8月4日
- 3 原告の主張等の概要
 - ・原告は、龍ヶ崎市在住の方1名
 - ・令和3年7月に原告が行った住民監査請求の却下の決定は不服であり、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、住民訴訟を提起するものであること。
 - ・JR常磐線佐貫駅駅名改称事業に係る公金2億2,469万1,096円の支出は違法であること。
 - ・龍ヶ崎市は、元市長である中山一生氏に対して、同額を請求すること。

担当課	龍ヶ崎市 市長公室 企画課 地域戦略グループ 担当者:小室(こむろ) 連絡先:0297-60-1516(直通)
-----	---